

# 高知県地域公共交通支援事業実施要領

## 第1 目的

この要領は、高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第17条の規定に基づき、高知県地域公共交通支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2 補助対象及び対象外事業並びに補助申請書に添付する資料

### 1 各事業に共通する事項

#### (1) 補助対象外経費

- ア 用地取得又は補償に要する経費
- イ 用地測量、補償物件調査等の業務委託に要する経費
- ウ 食糧費に要する経費

#### (2) 補助申請書に添付する資料

- ア 経費の見積書、設計書等
- イ 見積書、設計書等に対応するカタログ、構造図等（主要なものに限る。）

### 2 各事業の事項

#### (1) 移動手段確保支援事業

##### ア 補助対象事業

事業の実施に当たっては、要綱別表第1に定める事業実施主体が、以下の条件を満たす場合に補助対象とする。

新たな取組の実証運行にあつては、運行内容（運行地域、運行頻度、運行形態等）を同じくするものについて、運行期間を最長12月間（年度を越えた期間も可）1回のみとし、期間中の利用状況や利用者の満足度等を調査したうえでの、運行内容の検証の実施も含めた実証運行を補助対象とする。

なお、実証期間中に運賃を徴収する場合は、当該運賃収入を補助対象経費から除くこととする。

##### イ 補助対象外事業

移動手段確保の自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送、福祉有償運送、セダン等）運転者講習における県外在住者に対する講習の開催。

なお、県内在住者と県外在住者合同の講習会開催を妨げるものではない。

##### ウ 補助対象外経費

- (ア) 車両及び付随する備品に係る修繕費
- (イ) 旅客輸送の運行に必要な装備類に要する経費のうち、車両購入に伴う公課費（自動車税、環境性能割及び自動車重量税）

##### エ 補助申請書に添付する資料

- (ア) 運行ルート図又は運行区域が分かる平面図若しくは位置図（管内図等に事業実施ルート又は運行区域若しくは事業実施箇所を図示すること。）
- (イ) 事業の概要が分かる資料（運行地域、運行形態、運行期間、運行車両等）
- (ウ) 事業の年間スケジュール（実施内容と実施時期、実施期間等が分かるようにし、また、年度をまたいだ12月間以内の実証運行を計画している場合は、そ

- の期間全体のスケジュールが分かるものを添えること。)
- (エ) その他参考となる資料（経費の内訳や詳細の分かるもの）
- (オ) 地域公共交通会議等での協議のために作成した資料等、上記（ア）から（エ）までについて記載のある既存資料があれば、その提出をもって代えることも可能。
- (2) 貨客混載推進事業

ア 補助対象事業

要綱別表第1の分類(2)に掲げる貨客混載推進の新たな取組の実証運行にあつては、運行内容（運行地域、運行頻度、運行形等）を同じくするものについて、運行期間を最長12月間（年度を越えた期間も可）1回のみとし、期間中の利用状況や地域でのアンケート等を調査したうえでの、運行内容の検証の実施も含めた実証運行を補助対象とする。

なお、実証期間中に運賃又は手数料を徴収する場合は、当該運賃収入又は手数料収入を補助対象経費から除くこととする。

イ 補助対象外事業

貨客混載推進を実施するに当たって、行政が関与せず、旅客運送事業者及び貨物運送事業者のみによって運行（実証運行を含む。）するもの

ウ 補助対象外経費

貨物運搬に必要な装備類に要する経費のうち、車両購入に伴う公課費（自動車税、環境性能割及び自動車重量税）

エ 補助申請書に添付する資料

- (ア) 運行ルート図又は事業対象地域が分かる平面図若しくは位置図（管内図等に事業実施ルート又は事業実施範囲若しくは事業実施箇所を図示すること。)
- (イ) 事業の概要が分かる資料（対象地域、貨客混載形態、取組期間、運行車両等）
- (ウ) 事業の年間スケジュール（実施内容と実施時期、実施期間等が分かるようにし、また、年度をまたいだ12月間以内の実証運行を計画している場合は、その期間全体のスケジュールが分かるものを添えること。)
- (エ) 集荷及び配達若しくは拠点間輸送を実施する際に徴収する手数料に関するものや、事業の取扱い貨物量等が分かるもの
- (オ) 地域公共交通会議等での協議のために作成した資料等、上記（ア）から（エ）までについて記載のある既存資料があれば、その提出をもって代えることも可能

第3 実績報告書に添付する資料

要綱第11条第1項の「別途要領に定める書類」は次のとおりとする。

(1) 別表第1に定める市町村等が補助事業の実施主体の場合

- ア 工事請負、委託等の契約書（契約件名、契約期間、契約金額及び契約当事者が記載された部分のみとし、契約を変更した場合にあつては、その事実を確認することができる書類）の写し（補助事業分に限り、契約が2件以上にわたる場合は、要綱別記第6号様式による契約状況総括表（実績報告）を添えること。)
- イ 完了検査調書の写し
- ウ 工事出来高設計書（ハード事業に限る。)
- エ 完成写真（ハード事業に限り、必要最小限の枚数で施行前及び施行後を対比することができること。)
- オ 平面図（ハード事業に限り、建物の場合は、立面図も添えること。)

- カ 試行又は実証運行の成果に係る報告書
- キ 経費の支払い状況が分かる会計書類の写し又はこれに類する書類
- ク 車検証の写し（車両を購入した場合に限る。）
- ケ アからクまでに掲げるもののほか、実施した事業の内容が分かる資料

(2)前号に掲げる場合以外の場合

- ア (1)のアからクまでに掲げる書類
- イ 市町村等の補助金交付決定通知の写し
- ウ 市町村等の補助金検査調書の写し
- エ アからウまでに掲げるもののほか、実施した補助事業の内容が分かる資料

#### 第4 事業の実施等について

(1) 会計経理

要綱別表第1に定める市町村等以外（以下「市町村等以外」という。）が事業実施主体となる場合の請負工事及び委託業務の発注、備品購入等に当たっても、県又は市町村の定めによることを原則とするが、それが困難な場合、三者以上の見積りによることとし、地域等の事情により三者以上の見積りが困難な場合は、その理由書を補助事業者に提出しなければならないものとする。

なお、このことは、競争入札の実施を妨げるものではない。

(2) 請負工事における設計・施工管理等

請負工事による事業の実施に当たって、市町村等以外の事業実施主体による設計、入札事務、施工管理等が困難な状況が想定される場合は、事業の円滑な執行を図る観点から、補助事業者は、事業実施主体に対して技術的又は事務的な支援に努めなければならないものとする。

#### 第5 その他

この要領に定めるもののほか、高知県地域公共交通支援事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(附 則)

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

(附 則)

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

(附 則)

この要領は、令和5年4月1日から適用する。